中世ナイト像の形成と展開をめぐる諸問題

富

沢

霊

岸

序 ナイトの定義と起源

の問題点を試論してみることとしたい。 に活躍した階層で、一二世紀には騎士文学によって、いわゆ に活躍した階層で、一二世紀には騎士文学によって、いわゆ に活躍した階層で、一二世紀には騎士文学によって、いわゆ を中心に、ナイトは封建時代の戦争や社会活動において華やか の問題点を試論してみることとしたい。

その軍事的、社会経済的役割がローマ共和制末期の重要な問て古くから認められ、ローマにおける騎士階級についても、騎乗戦士、騎乗奉仕者と考える場合、そうした存在はきわめまず初めに中世のナイトを定義しておかねばならないが、

Blochのような考えをどう見るかという問題や、また逆に、に定義した場合、ナイトを貴族と同等とみなすM・ブロックは者であるとすることも出来るであろう。ところがそのようが、しかしまた、そうした封、知行を王侯貴族の奉が、しかしまた、そうした封、知行を王侯貴族の奉が、しかしまた、そうした封、知行を王侯貴族の奉が、しかしまた、そうした封、知行をうけている者として場族層の下位にあるものと考えられるのに表した場合、ナイトは、そうした封、知行をうけていいます。

のように不自由

శ్ర

めて、 傑出して来たもの、そしてミニステリアーレスの勤務封を含 あるもの、あるいは封を受けることによって農民より上位に 定義を考えてゆかざるをえないが、しかし、農民より上位に とは甚だ困難であり、それぞれの地域の騎士の実態に則した がってヨーロッパ中世初期の騎士階層を全般的に定義するこ ていた事態をどう考えてゆくかという難題が残される。 身分の者が勤務封 Lehen を与えられて軍事、 ドイツのミニステリアーレス Ministeriales るく定義することは許されるかと思われる。 軍事、行政奉仕をするための封をうけているものとゆ 行政奉仕をし

に属する。 しかしながら その頂から 一つ世己質 ****・・・ で(6)の始源、封建制の始源が求められていることは周知のところ household retainers うした封、知行を受封していない landless な家中騎士たち も明確ではない。 の中世盛期のナイトに連がってゆく騎士たちの実態は必ずし の見解がおこなわれており、 そこに軍事奉仕を伴なう fief せしめたところに溯源するというH・ブルンナー Brunner 騎士たちの扶養のために 教会領に騎士たちの封 ール・マルテル Karl Martel がイスラム騎兵制を採用して、 騎士領が設けられたのかも疑問であり、何よりも近年、そ つぎにそうした中世ナイトの起源については、 カール・マルテルの時期に果してどれだけ が一般的であったことも指摘されてい fief を設定 八世紀にカ

> われる。 はきわめて容易であったとしている。われわれは、中世ナイの頃 landless な戦士が多く、王侯貴族が私設軍団を作るの うした家中騎士を一種の傭兵と見なしているが、H・G・リチ(?) 騎士封をうけていない戦士層の存在を重視すべきであると思 トの起源、成立を考えてゆく場合、 このような landless な ャードソン Richardson とG・O・セイルズ Sayles イングランドについてC・W・ホリスター Hollister は、 は ح

約的なものであったということが考えられる。(回)いなかった故に、授封者である貴族への忠誠度はきわめて契いなかった故に、授封者である貴族への忠誠度はきわめて契 貴族、 であったが、逆に、貴族と同等視されているフランスの騎士(タ) 貴族から封をうけていても、彼らの生活がその封に依存して 層には、自らの自主地 allod を所有している者が多く、他の つまり彼らの領主に対しては、不自由である程に忠誠

ならない。 層の実態を考慮しつつ、中世ナイトの形成を考えてゆかねば れわれは、中世初期におけるそうした雑多な騎士、

勤務封をうけている王侯

るドイツのミニステリアーレスは、

なおついでに付言すれば、不自由身分の騎士といわれて

騎士層評価の上見

なな言事者にし引ってらならならならない。 なようになって来た。その声は、当時の世論を指導していた びとは、有力な戦士や騎士層に、弱者を保護する役割を求め にあった。そしてそうした無秩序と戦乱があいつぐ中で、人 い上にノルマン・ヴァイキングの劫掠をうけるという情況下 九・一○世紀の北西ヨーロッパは、貴族間の抗争がたえな

三職分論もそれと関連して注目されねばならない。三職分論もそれと関連して注目されねばならない。 三職分論もそれと関連して注目されねばならない。 三職分論もそれと関連して注目されねばならない。 三職分論もそれと関連して注目されねばならない。 三職分論もそれと関連して注目されねばならない。 三職分論もそれと関連して注目されねばならない。 三職分論もそれと関連して注目されねばならない。 三職分論もそれと関連して注目されねばならない。

H・E・J・カウドリー Cowdrey によれば、その一〇世紀後半に、とくに無秩序な戦乱が目立った中部、南部フラン紀後半に、とくに無秩序な戦乱が目立った中部、南部フランにシャルー Charroux 教会会議がその 先駆となるが、平したシャルー Charroux 教会会議がその 先駆となるが、平力会議としてのパターンを作り出したのは九九四年のリモー和会議としてのパターンを作り出したのは九九四年のリモー和会議としてのパターンを作り出したのは九九四年のリモー和会議としてのパターンを作り出したのは九九四年のリモー和会議としてのパターンを作り出したのは九九四年のリモー和会議としてのパターンを作り出したのは九九四年のリモー和会議としてのパターンを作り出したのは九九四年のリモー和会議としてのパターンを作り出したのは九九四年のリモー和会議としてのパターンを作り出したのは、下記を表表している。

ナイトを称することを望むようにもなって来る。つまり貴族一層促進され、貴族はそういう意味でのナイトとなること、 を与えた点が注目される。そうした高まりは、その後ウルバであるとして、キリスト教戦士像に封建的風習による裏付け その風は、一二世紀の騎士文学による理想化、美化とともに 等下のナイトではあったが、ナイト、戦士層が教会からキリ ナイトに叙任されたように、貴族身分の人びとが、貴族より アムが一〇四二年頃フランス王アンリ Henri 一世によって も活躍するようになって来る。またノルマンディー公ウィリ 士として活躍していたナイト層が、ノルマンディーにおいて して中世ナイト像が形成されてくることとなる。従来専ら戦 ヌス Urbanus 二世による十字軍の訴えと十字軍の出発にお て負う義務は、 をも含めた中世のキリスト教ナイト像が形成されてくること いて頂点に達することとなることは周知のところに属する。 の実態をどれだけ現わしているものであろうか。案外、それ となる。しかし、そうした中世ナイト像は果して中世ナイト スト教戦士としてその役割を高く評価されて来た結果であり、 一等下のナイトに叙任される風習も生れて来る。貴族より一 こうして一一世紀後半頃から、騎士、戦士層の評価が上昇 ちょうど彼らが彼らの領主に負う義務と同じ

は理想であり虚像であって、中世ナイトの実態は別のところ

追うものでもあったが、半面、ナイトは、貴族のような独立るキリスト教戦士として期待されており、そうした理想像を

を求めて考察を進めることとしたい。 にあるかも知れない。以下に主としてイングランド中世に例

中世ナイト像の形成をめぐる問題点

の論ナイトは、当時の人びとから教会を保護し弱者を保護するに、一世紀後半から貴族の子弟が盛んにナイトに叙任される風が流行した。ナイトに叙任される風が流行した。ナイトに叙任されたからにはナイトとなる訳であるが、その場合は、一人前の戦士としての自覚を持たしめるため、また貴族たちもの武器を祝福するにめに盛大な儀式をするようにもなった。一人前のナイトの装備をさせるには優にナイト領一年分の収入(「二世紀で約一〇ポンドといわれる)が必要であり、長男のナイト叙任には領民から封建的上納金 Aids も徴発されるようにもなった。
この儀式は貴族によって益々盛大に豪華におこなわれて、この儀式は貴族によって益々盛大に豪華におこなわれて、ナイトをキリスト教戦士として理想化してゆくものとなった。
この儀式は貴族によって益々盛大に豪華におこなわれて、ナイトをキリスト教戦士として理想化してゆくものとなった。

人は貴族になれないという大きな障壁もあった。こうしたイ一部の例外を除いてノルマン人であり、アングロ・サクソン in-chief 約一八〇名は年収略々一〇〇ポンド以上のものであ ドゥームズデイ・ブックに記載された国王直属貴族 あった。今、中世イングランドに例をとる場合、一一世紀末のった。奉仕において傑出し、奉仕を通じて出世してゆく者で 孤高を嘯く存在ではなく、誰か王侯貴族に奉仕する者でもあ 々一〇ポンドであったといわれる。そこには無視出来ない大ったが、その点一二世紀におけるナイトの標準的な年収は略(3) 間でお互いに 誰かから封 fief をうけてその人に奉仕するナ ナイトを貴族と同等視することには慎重でなければならない。 れわれは、ナイトのキリスト教戦士としての理想化を追って、 ングランドは特殊例外的なケースであるかも知れないが、 きな格差が認められる。とくにイングランドの場合、貴族は fief をうけている奉仕者であったというR・A・ブラウンの になり合っていたという実態のあったことが注目される。 ナイトを貴族と同等視していたフランスにおいても、彼らの 規定は尊重されるべきであろう。 の意味でナイトは独立孤高の貴族ではなく、王侯貴族から封 イトとなり合っていた。彼らは互いの間で貴族になりナイト もう一つは、 なお一子相続の風が確立していなかったとは tenants わ そ

必要から、次第に長子相続の風がアンジュー時代からおこな必要から、次第に長子相続の風がアンジュー時代からおこなが、大手になって来た。長子相続制は軍事保有から始まった。ナイトの長男はナイト領を相続出来るが、次三男はどうなったか。これは貴族の場合についてもいえることであるが、たってその家中騎士として活躍しなければならなかった。ウィッアム征服王の三男ウィリアム(後の二世ルーフス Rufus 王)、四男へンリ(後の一世)もナイト叙任後、父征服王の家中騎士の中で 若い knight bachelor として 訓育をうけたのである。これは王族の場合であるが、主題のナイトについても一二世紀後半のウィリアム・マーシャル William Marshal にそ世紀後半のウィリアム・マーシャル William Marshal にその例が見られる。彼は、父ジョン・マーシャルの後妻シビルの例が見られる。彼は、父ジョン・マーシャルの後妻シビルの例が見られる。彼は、父ジョン・マーシャルの後妻シビルの例が見られる。彼は、父ジョン・マーシャルの後妻シビルの例が見られる。彼は、父ジョン・マーシャルの後妻シビルの例が見られる。彼は、父ジョン・マーシャルの後妻シビルの例が見られる。彼は、父ジョン・マーシャルの後妻シビルの例が見まれている。

Sybil の次男で、先妻の子から数えて四男として生れ、

年頃にナイトに叙任されたが、相続子でない故に十分な装備

預けられてそこで育ち、やや遅く二〇歳近くなって一一六四にも出された不用の子であったが、ノルマンディーの親戚に

が与えられず、馬の代りにろばを求めて、トーナメントの賞

ベリ伯パトリック Patrick にかかえられる ように なったと

やっと一一六七年頃に実母の兄ソールズ

金をあてに流浪し、

た家中騎士となったナイトが重要である。 の憂き目に会う。しかし彼の場合は、それでも家中騎士にかの憂き目に会う。しかし彼の場合は、それでも家中騎士にかの憂き目に会う。しかし彼の場合は、それでも家中騎士にかが、勿論ナイト領にありつけず、いわゆる landless ナイトいわれる。つまりパトリック伯の家中騎士となった訳であるいわれる。つまりパトリック伯の家中騎士となった訳である

の主力となる強い landless ナイトを 求めていたのである。の主力となる強い landless ナイトを 求めていたのである。の主力となる強い landless ナイトを 求めていたのである強い、ように、出世出来そうな貴族の家中にかかえられるように励んでいたのであった。また貴族たちは、トーナメントや実戦の中核となっていたといわれている。そして実は、そうしたナイト、あるいは貴族の次三男、すなわち landless ナイトが、各自の武芸を磨いてトーナメントなどに功名を競い、トが、各自の武芸を磨いてトーナメントなどに功名を競い、トが、各自の武芸を磨いてトーナメントなどに功名を競い、トが、各自の武芸を磨いてトーナメントなどに功名を競い、トが、各自の武芸を磨いてトーナメントなどに功名を競い、トル、各自の武芸を磨いてトーナメントなどに功名を競い、トル、各自の武芸を磨いてトーナメントなどに功名を競い、トル・ブラウンによれば、ちょうどわれわれが学校を選ぶように、出世出来そうな貴族の家中にかかえられるように励んでいたのであった。また貴族たちは、トーナメントや実戦んでいたのである。

tandless ナイトは landless ナイトの存在を 考慮しなければ では有力な貴族の家中騎士となり、その貴族を通じて王廷に では有力な貴族の家中騎士となり、ペンリ王子の養育係に出世している。 landless ナイトは有力貴族や 王のパトロネジを 求めてる。 landless ナイトは有力貴族や 王のパトロネジを 求めてる。 landless ナイトは有力貴族や 王のパトロネジを 求めてる。 landless ナイトは landless ではあったが、自分の武芸次第

最盛期のナイトをめぐる問題点

ならない。

D・C・ダグラス Douglas は一二世紀をナイトの最盛期 D・C・ダグラス Douglas は一二世紀をナイトの最盛期のナイトについても二、三考慮すとしているが、この最盛期のナイトについても二、三考慮すれていたが、スティーブン Stephen 王時代前後から軍役奉仕ていたが、スティーブン Stephen 王時代前後から軍役奉仕ていたが、スティーブン Stephen 王時代前後から軍役奉仕ていたが、スティーブン Stephen 王時代前後から軍役奉仕ていたが、スティーブン Stephen 王時代前後から軍役奉仕をするという慣行があり、そうした慣行が征服後の軍役にも維持されていたが、スティーブン Stephen 王時代前後から軍役奉仕の場合にはともかく、征服後多くなる海外における軍役奉仕の場合に対しているが、この最盛期のナイトについても二、三考慮する。

くなって来た。 ながいないようなナイトは実戦に間に は四〇日間という期限つきの奉仕はきわめて不便であり、ま は四〇日間という期限つきの奉仕はきわめて不便であり、ま

道院についても同様の軍役代納金制がおこなわれていたこと道院についても同様の軍役代納金制がおこなわれていたことの大流遣があったことを物語る事実であると同時に、軍役代納金制がとられる風がこの頃から多くなって来たことを象徴する会がとられる風がこの頃から多くなって来たことを象徴する会がとられる風がこの頃から多くなって来たことを象徴するのでなって来た。C・W・ホリスターによれば、一一〇七にルーイス Lewes 修道院に宛てた王の権利証書や、一一〇七にルーイス Lewes 修道院に宛てた王の権利証書や、一一〇七にルーイス Lewes 修道院に宛てた王の権利証書や、一〇七にルーイス Lewes 修道院に宛てた王の権利証書や、一〇七にルーイス Lewes 修道院に宛てた王の権利証書の中にをのイーヴシャム Evesham 修道院に宛てた権利証書の中にをのイーヴシャム Evesham 修道院に宛てた相談を 「世時代以後軍事実でもあると解釈出来る。そのウィリアム二世時代以後軍事実でもあると解釈出来る。そのウィリアム二世時代以後軍事実でもあると解釈出来る。そのウィリアム二世が二年のイーヴシャム Evesham 修道院についても同様の下で、一〇五年のイーリーのイーヴシャム Evesham 修道院についても同様の本語が表している。

王時代にも軍役代納金が徴収されていたと推測するが、われも進展しつつあったのである。ホリスターはウィリアム征服のつあったその時に、その進行と並行して騎士軍役の金納化 が指摘出来るといわれ 者が実戦に出陣したのかきわめて疑わしくなって来る。 それが実態であったとすれば、一体どれほどのナイト領領有 と並行して進んでいたことに注目しなければならない。 わち、イングランドではナイト領の創設がその軍役の金納化 われは、征服王による騎士役賦課、各貴族領におけるナイト となった。 ところが、 騎士への授封 enfeoffment が進行 貴族領では要求された数の騎士領を領内に創設してゆくこと に騎士軍役を賦課したのが一〇七二年といわれ、それぞれの 陣して来られるよりも、 への授封とともにその軍役の金納化の風があったこと、 れを資金として専門の職業的傭兵を現地で徴発する方が実戦 には、急造のナイト、 恐らく征服前のドレング dreng ්දී දේ⊕ි むしろ、軍役代納金を徴発して、 ウィリアム征服王が聖俗界貴族領 すな それ

要求されたナイト領を領内に作ることは到底出来ず、その後人かの騎士領を用意するよう要求された貴族たちは、直ちにまたもう一つは、一〇七二年にいわば唐突に征服王から何

化

に役立つという判断もあったことと思われる。

聖界領に金納

が多かったことはそれを物語るものである。

○○年を経てもなお十分に応えきれなかったといわれるが、 そのため不足分のナイト数の軍役を金納化せざるをえなかったという事情も考えられる。ともかく征服王やウィリアム二世時代という騎士役賦課の直後の時代から金納化が進行して世の家中騎士軍が実戦の中核となったという諸家の指摘もそであったと考えている。そのであに征服王やヘンリーでことを推測せしめる。そしてそのために征服王やヘンリーにことを推測せしめる。そしてそのために征服王やヘンリーにことを推測せしめる。そしてそのために征服王やハンリーにの家中騎士軍が実戦の中核となったという諸家の指摘もその意味からも了解出来る。ホリスターは、家中騎士軍を備兵の海へが、大阪であるが、大阪であるが、大阪である。

プレストウィッチも、ヘンリ二世の家中騎士には、行政的裁が、それに見合った行政的社会的諸義務も期待されていたとも注目というプライドを持ち、それを威厳と体面に示すととも要求されているという軍事的側面を経営してゆくための経済活動も要求されているという軍事的側面を接つ外に、ナイト封を領有ついて、戦士という軍事的側面を経営してゆくための経済活動もで、それに見合った行政的社会的諸義務も期待されていたとも注目という社会的側面をも持つものであったことを指摘している。いう社会的側面をも持つものであったことを指摘していたと、それに見合った行政的社会的諸義務も期待されていたことも注目という社会的側面をも持つものであったことを指摘していたという。

されることが多かった。

に排他的階層ともなりつつあったことも考慮すべきであろう。 でも活動することが期待されていたとしている。ナイトのこ がきわめて限られていたことを考え合わせると、最盛期とい がきわめて限られていたことを考慮すべきであろう。

四 一三世紀におけるナイト叙任強制

の高騰であった。 家する際に留意されるべき点を指摘したが、つぎに中世ナイの高騰であった。

さきにも触れたように、

ナイトの装備をととのえるために

以上において形成期から最盛期にかけての中世ナイトを考

であり、 った。 かたびらは五~七ポンドであった。その外、剣、楯などの装けれども三〇ポンドであったといわれる。またその頃くさり (56) 牛の五倍といわれるが、一二世紀で一ポンドという馬は駄馬 ていた馬を借りることが可能であったが、そうした機会に恵 て装備も華美を競うようになっていった。landless ナイトで イト叙任式も豪華になり、中世ナイトが理想化されるにつれ を必要とした。ナイト叙任に貴族が加わって来るにつれてナ 備をととのえると矢張り一二世紀で一○ポンドをこえる出費 シリューズベリ伯となつた) が求めた良馬は 特別上等で あった にロージャー・オブ・モンゴメリ Roger of Montgomery (後 騰し初める時期に 当っていた。 A・バラード Ballard によ 必要であったといわれる。またちょうど一二世紀は物価が高 金を稼ぐか、放浪して傭兵にやとわれる機会を待つ外はなか まれない無名の landless ナイトは、 も旨く貴族の家中騎士にかかえられた場合は、貴族がかかえ は一二世紀でナイト所領の一年分の収入に当る一〇ポンド って牝牛の値段の推移を見ると、一一世紀初め、二シリング、 〇シリングと高騰している。ナイトに必要な馬は、この牝 ノルマン征服のヘィスティングズ Hastings の戦い 独力でトーナメント賞 が

> たす程のナイト領の譲与、販売が進行していた現実があったたす程のナイト領の譲与、販売が進行していた現実があった。 ・カルタ三九条に 《何人も(ナイト)封について 負っている・カルタ三九条に 《何人も(ナイト)封について 負っている(軍役)奉仕を提供出来なくなる程に 多くの所領を 譲与した(系)。 一二一七年のマグナッルタ三九条に 《何人も(ナイト)封について 負っている(軍役)奉仕を提供出来なくなる程に 多くの所領を 譲与したり、売ったりしてはならない。という主旨の規定が見られる。 ・ 元のたりしてはならない。という主旨の規定が見られる。 ・ 本社を提供出来なくなる程に 多くの所領を譲与したしたが、そのような細分化した保有地や武具をユダヤ人に抵いたが、その所領を譲与した。

seaux (=bachelor) のままにとどまっていた といわれる。 イスリー (55) の者がナイトとなることを忌避して、一五人中四人が damoiの者がナイトとなることを忌避して、一五人中四人が damoiの者がよりにより、

とうした装備費の高騰、

生計費の増大に悩むナイトは所領の

ことを物語る規定であるといえるであろう。

こうして中世ナイトの中に、本来戦士ならざる階層が加入した。 一三〇六年、王子のナイト叙任の時、王はナイト叙任をすすめるために、ナイトになることを希望する者すべてを、王がめるために、ナイトになることを希望する者すべてを、王がめるために、ナイトになることを希望する者すべてを、王がめるために、ナイトになることを希望する者すべてを、王がんともいわれ、雑踏のために二人の死者も出したという。 七人ともいわれ、雑踏のために二人の死者も出したという。 たらして中世ナイトの中に、本来戦士ならざる階層が加入した。 を高人の中から、結婚やナイト封の購入によってナイトに成や高大の中から、結婚やナイト封の購入によってナイトに成めるために二人の死者も出したという。

代に入るとナイト叙任強制の政策が打出されて来るようにな

った。一二三四年を嚆矢として、その後も二〇ポンド以上の

徴発や地方行政事務の停滞を来した。その結果ペンリ三世時の論ナイト封の減少、ナイト忌避は、軍役、軍役代納金の

民院代議士として活躍する存在と化してゆくこととなった。り、いわゆる州ナイトとして地方行政裁判において、また庶に戦士ならざる階層を加えて専ら身分と威厳を示す階層となた戦士ならざる階層を加えて専ら身分と威厳を示す階層となったが、一三・四世紀には弓矢隊などを用いる戦術が益々を決ることとなった。ナイトは、本来軍役奉仕をするもので

五 イングランドにおける特徴

中心に、一一・二世紀の最盛期から一三・四世紀の衰退期に であった。その意味でイングランドのナイトは明らかに貴族 の中で、貴族の下に、貴族からの受封者として作られたもの である。すなわち、イングランドにおけるナイトは、貴族領 イト領創設を課したことによって誕生することとなったこと 征服者としての強大な王権を発動して聖俗界の全貴族領にナ リアム征服王が当時のイングランド内外の危機に直面して、 ングランドにおけるナイトは、征服後の一〇七二年頃にウィ イギリス・ナイトの特徴と思われる三つの点をあげたい。 かけて問題点となるものを指摘してみたが、そこに見られる 一下の階層を形成するものであった。教会のキリスト教戦士 その第一は、第三節において言及したところであるが、 以上において、 イングランドにおける中世ナイトの消 長を 1

服王の強大な国王権を背景としたものであったことがイング展示の強大な国王権を背景としたものであったとがイングランドのサイトは、征服王の王権発動によって、いわば上からの指令で一斉に作られたものであって、いわば自製の上からの指令で一斉に作られたものであって、いわば自製の上からの指令で一斉に作られたものであって、いわば自製のか論、王への奉仕と直上領主(貴族)への奉仕とを負うものであったが、王への奉仕と直上領主(貴族)への奉仕とを負うものであったが、王への奉仕と直上領主(貴族)への奉仕とを負うものであったが、王への奉仕が貴族への奉仕に優先するものと観念されていた。イングランドにおけるナイト層の形成は、一貴族がまのであったが、王への奉仕が貴族への奉仕に優先するものと観念されていた。イングランドにおけるナイト層の形成は、一貴族がまのであったとがイングの論へにいた。イングランドにおけるナイト層の形成は、一貴族がまの強力などが、一方におけるサイトのであったとがイングの論へに対していた。イングランドにおけるナイト層の形成は、一貴族がまのであったとがイングを称するようによりによっている。

きれる。 きれる。 きれる。 される。 される。 される。 される。 される。 される。 される。 が一つぎに第二の特徴として指摘出来ることは、M・ブロック をの後も長くナイトの伝統を後世のジェントルマンに伝 に、その後も長くナイトの伝統を後世のジェントルマンに伝 に、その後も長くナイトの伝統を後世のジェントルマンに伝 に、その後も長くナイトの伝統を後世のジェントルマンに伝 に、その後も長くナイトの伝統を後世のジェントルマンに伝 に、その後も長くナイトの伝統を後世のジェントルマンに伝 は、イングランドの場合、ナイト階層が きわめて開放的、流動的であったことは、M・ブロック ランドの特徴として注目されねばならない。

それと対照的な場合がフランスである。

フランスではナイ

習を解説した法書の中で一つのサンプルとしてとり上げられた。 とは別として、一二世紀のナイトへの上昇がすすめられたことは別として、一二世紀のナイト層の最盛期においてれたことは別として、一二世紀のナイト層の最盛期においてれたことは別として、一二世紀のナイト層の最盛期においてれたことは別として、一二世紀のナイト層の最盛期においてれた。しかしイングラト(=貴族)の血統と出生が重んぜられた。しかしイングラト(=貴族)の血統と出生が重んぜられた。しかしイングラト(=貴族)の血統と出生が重んぜられた。しかしイングラ

ていることは重要である。

Peter が最高司法官に なる前にエセックス Essex 伯になっ Peter が最高司法官に なる前にエセックス Essex 伯になっ Peter が最高司法官に なる前にエセックス Essex 伯になっ A 出身の ジェフリー・フィッツ・ピーター Geoffrey fitz ト に ロック・フィッツ・ピーター Geoffrey fitz ト に ロック・アート に マック・アート に ロック・アート に

貴族の家中にかかえられ、さらに最高のパトロネジである王

のパトロネジにつらなって出世した者である。た例がその最たるものである。何れも王への奉仕を通じて王(ケス)

of Roumare(ヌフマルシェ Neuf Marchè 城主) とラルフ・オ ある。landless ナイトはとくに武芸を磨いて傑出し、有力な 家中騎士が 王の パトロネジに つらなって 貴族領を得た例で め、ナイジェルを モーブレイ領主とした。 landless な王の(死) ダを、ヘンリー世の家中騎士で landless ナイトであったナ bray (ノーサンバーランド Northumberland 伯)の妻 マティル 世時代の逆臣ロバート・オブ・モーブレイ Robert of Mow-家の女子相続人と結婚させている。またヘンリ一世も、兄の(デ) 副伯)の二人を、 つづいて、 リンカンシアのルーシー Lucy てハンティンダン伯とし、また同じ家中騎士ロージャー・フ of Senlis(出身地不明)をハンティンダン Huntingdon 伯ウ 世は、有能な若い家中騎士サイモン・オブ・センリス Simon うに自らの武芸を磨きその実力を競っていた。ウィリアムニ イジェル・オブ・オービニー Nigel of Aubigny に嫁せし ブ・ブリックサール Ralf of Bricquessart (バイユ Bayeux ィッツ・ジェラルド・オブ・ルーマール Roger fitz Gerold ノルマンディー公 ロベール Robert に与した ウィリアムニ ァルゼオフ Waltheof の娘マティルダ Matilda に結婚させ landless ナイトたちは とくに 王侯貴族から 注目されるよ

・マーシャルはその典型例である。のパトロネジにつらなろうとした。さきにあげたウィリアム

中を併合する野心に燃えて忠誠な臣下を得ようと努めていた。 でのパトロネジがナイトの階層、さらには貴族層の命運を左 下のパトロネジがナイトの階層、さらには貴族層の命運を左 大口でいたことが、イングランド中世の諸身分の流動性につ がていたことが、イングランド中世の諸身分の流動性につ がていたことが、イングランド中世の諸身分の流動性につ なって指摘出来るようである。

われわれは、ヘンリ二世時代に最高司法官として活躍したヨかれわれは、ヘンリ二世時代に最高司法官として活躍したヨがち、責任感が旺盛であったことである。M・チブノールは、けいマンディーにも所領を持っていた貴族は cross-channel interests が強かったが、ナイトはイングランドに 定着していり、軍役が金納化されるとともに彼らは戦士よりも州ナイおり、軍役が金納化されるととによって、公共精神を強く外に地方行政に深く関与することによって、公共精神を強く外に地方行政に深く関与することによって、公共精神を強く外に地方行政に深く関与することによって、公共精神を強くが、軍事の最後に第三に指摘したいことは、ナイト層一般が、軍事の最後に第三に指摘したいことは、ナイト層一般が、軍事の

J・C・ラッセル Russel によれば、父ハーヴェイは、ベリGlanville とその父ハーヴェイ Hervey に見ることが出来る。ークシアのナイト 出身の ラナルフ・グラン ヴィル Ranulf

事件にかかわって、当修道院の特権法廷、またイースト・アングリア地方の行政に関与し、一一四七年にはイースト・アングリア地方の人びとを率いてリスボン十字軍にも参加した。ラナルフは、そのように地方行政において正しい慣行を守り、正義のためにリスボン十字軍に出た父に傾倒していた。彼は、ベンリ二世時代の最高司法官としてコモンロー裁判の実施にで、リスボン十字軍にはイースト・アングリア地方の人びとを率いてリスボン十字軍にも参加した。シーには、関与を記した。

めの忠実な手先きとなっていたことが第三の特徴として指摘へンリ二世によって注目され、ヨークシア州長官を経て最高に大イトたちであり、またそうした中から中央王廷に抜擢されてペンリ二世時代のイングランド統治に枢要な役割を果したのであった。当時の州長官の多くはこうし要な役割を果したのであった。当時の州長官の多くはこうし要な役割を果したが、慣行を大切にし正義を愛する彼の見識と才幹が

ランドにおける王権の強さであった。ナイト領の創設におけ摘したが、その三つの特徴に共通するものは、矢張りイング以上、イングランドの中世ナイトについて三つの特徴を指

出来るように思われる。

通の淵源を持つイギリス的な特徴であったといえるようであた、世諸国に比類を見ない程の強さを持っていたところに、共方において王政を実現してゆく忠実な手先きとなって活躍し方において王政を実現してゆく忠実な手先きとなって活躍しちの命運を左右していたこと、また、ナイト階層が中央、地らの命運を左右していたこと、また、ナイト階層が中央、地らの治療を持つイギリス的な特徴であったといえるようである。

6

置

- (1) 井上智勇「Equites Romani 研究序説」『京都大学文学部研究紀要』8、昭38。ローマの騎士層が果していた軍事機能は、究紀要』8、昭38。ローマの騎士層が果していた軍事機能は、地中海周 で いっぱ エニ戦争後、イタリア外属州民の騎兵に転荷されて、ローポエニ戦争後、イタリア外属州民の騎兵に転荷されて、ローポニニ戦争後、イタリア外属州民の騎兵に転荷されて、ローポニニ戦争後、イタリア外属州民の総合を保持したとされて、日本に大衆にも反対して自らの経済的優位を保持したとされて、ロールに対していた。
- 刀江書房、昭7、一八一九頁。(2) タキトゥス著、田中秀央、泉井久之助共訳『ゲルマーニア』
- (4) J・M・ファン・ウィンター著、佐藤、渡部共訳『騎士――みすず書房、昭5、二巻、一一―二頁。 3) M・ブロック著、新村、森岡、大高、神沢共訳『封建社会』

その理想と現実――』東京書籍、昭5、一九―二五頁。

- C. W. Hollister, The Military Organization of Norman

平城照介「カール大帝とフランク王国の 軍隊」、 木村尚三郎

(~) C. W. Hollister, The Military Organization of England, Oxford, 1965, pp.167~8, 171~2.

H. G. Richardson and G. O. Sayles, The Governance

of Medieval England, Edinburgh, 1963, pp.132~3

8

(9) ファン・ウィンター、前掲訳書、二三頁。

F. Gies, The Knight in History, New York, 1984, pp.27

- というのは、Humbert Le Hongre が Uxelles 城主 Landry Grosというのは、Humbert は、その封に全面的に依存せず、というのは、Humbert は、その封に全面的に依存せず、
- Uxelles 城主の外にクリュニー修道院長や Bourbon-Lancy いらも封をうけていたからである。
- (A) M. Chibnall, The World of Orderic Vitalis, Oxford, 1984, p.117.
- (3) H. E. G. Cowdrey, The Peace and the Truce of God in 江川温「ラン 司教アダルベロン『ロベール王に 捧げる歌』

- the 11th Century, Past and Present, 1970
- <u>15</u> 14 D. C. Douglas, William the Conqueror, Berkeley, 1964,
- p.44. また、M・ブロック、前掲訳書、二巻、一三〇、一三
- 16 I. S. Robinson, Gregory VII and the Soldiers of Christ,
- History, 1973.
- 17 R. Allen Brown, The Status of the Norman Knight, in J. Gillingham and J. C. Holt(eds.), War and Government
- リアム 征服王時代に、 イーリー 修道院の 権益について、 Anglo-Norman England, Oxford, 1986, p.110. 以ばりィ in the Middle Ages, Cambridge, 1984, 地に M.Chibnall
- Mortain(征服王の義兄弟)が Kentford(Suf.) で裁判した Geoffrey of Coutances (クータンス司教)、Robert of 時、サフォーク、ノーフォーク、ケンブリッジ、ハンティン
- 18 F. Gies, op. cit., p.24. またファン・ウィンター、前掲訳書 ダン、エセックスの州長官やフランス人、イギリス人のナイ トが証言に出廷したといわれている。
- 19 F. Gies, op. cit., p.20. 三八、四四頁。なおウィリアム公(征服王)のナイト叙任に ついては、D. C. Douglas, op. cit., p.45
- 20 of [Reform and Rebellion, Bulletin of the Institute of ibid., p.101 R. F. Treharne, The Knights in the Period Historical Research, 1946. 歩に M. Chibnall, Anglo-

- S. F. Pollock and F. W. Maitland, The History of Eng-入を一〇ポンドとしている。 Norman England, p.120. では、ナイトの標準的な 年間収
- lish Law, 1895, Cambridge Vol. I. p. 349
- R. Allen Brown, op. cit.

22

21

- 23 D. C. Douglas, op. cit., p. 269. M. T. Clanchy, England and its Rulers, Oxford, 1983, p. 64.
- 24 R・W・サザーン著、大江、佐藤、平田、渡部共訳『歴史叙 ーンは、マームズベリのウィリアムの /イングランドは…… 述のヨーロッパ的伝統』創文社、昭52、一三二―三頁。サザ
- F. Gies, op. cit., p. 27. フランスでは、 城主が遠く離れた あったが、単なる友好の絆とするだけで、それ以上の意味を クソン人が昇進の途からはずされたと悟ったとしている。 外国人の支配地である〟という語を引用して、アングロ・サ 持たぬものとしていた。そしてナイト、戦士層の間で主従の 所領を持つ場合、それを近くの領主に封として与えることが

25

26 Pollock and maitland, op. cit., Vol. II. p. 268

関係を結んだりしたといわれる。

- 27 ibid., Vol. I, p. 308.
- 29 28 ibid., p. 56. また征服王の家中騎士にはサクソン人のナイト M. Chibnall, Anglo-Norman England, pp. 15~6 fitz Osbern や Clare 領主であった Richard fitz Gilbert らの家中には有給の家中騎士がかかえられていたといわれる。 征服王時代、王の信任の厚かったヘリフォード伯 William

- もいたといわれる。cf. C. W. Hollister, op. cit., p. 255
- 30 G. Duby, William Marshal (translated by Richard Howard), New York, 1985, pp. $60 \sim 78$
- 31 J. O. Prestwich, The Military Household of the Norman Kings, English Historical Review, 1987. 地足 M.
- Chibnall, Anglo-Norman England. p. 10.

J. A. Green, The Government of England under Henry

32

- 33 M. Powicke, Military Obligation in Medieval England, Oxford, 1962. pp. $64 \sim 5$. I, Cambridge, 1986, p. 24.
- 34 R. Allen Brown, op. cit.
- 35 G. Duby, op. cit., pp. 78~80.
- 36 D. C. Douglas, op. cit., p. 275
- 37 C. W. Hollister, op. cit., pp. $94\sim5$.
- 38 ibid., p. 104
- 39 *ibid.*, pp. 232~3
- 40 *ibid.*, pp. 196~9.
- 41 ibid., p. 198.

42

ibid., p. 199

- 43 カンタベリ大司教ランフランク Lanfranc(一〇七〇一八九) といわれる。ヴィノグラードフ著、富沢、鈴木共訳『イギリ は、大司教区のドレングズ drengs 騎乗従士をナイトとした
- 44 ヘンリ二世時代の一一六六年のバロン表 Cartae Baronum

ス荘園の成立』創文社、昭47、三五〇頁、

註(20)参照。

- C. W. Hollister, op. cit., p. 111. 代納金の徴収を目的としたものであるといわれている。 cf. の調査は、貴族領内のナイトに関する調査であったが、
- 45 註(7)参照。
- 46 F. Gies, op. cit., pp. $3\sim4$
- 47 J. O. Prestwich, op. cit.
- 49 48 A. Ballard, The Domesday Inquest, 1906, p. 27. R. Allen Brown, op. cit.
- 51 50 F. Gies, op. cit., p.30. and R. Allen Brown, op. cit
- R. Allen Brown, op. cit.
- 52
- the Knight's Fee in England, Past and Present, 1970.

F. Gies, op. cit., p. 102. S. Harvey, The Knight and

- 54 S. Harvey, op. cit. cf. English Historical Documents, Vol. III, p. 336.
- 55 F. Gies, op. cit., p. 103
- 56 ibid., p. 102.
- N. Denholm-Young, Feudal Society in the 13th Century : The Knights, History, 1944. S. M. Powicke, The Thirteenth Century, Oxforad, 1953, p. 541.
- 58 C. W. Hollister, op. cit., pp. $100 \sim 1,105 \sim 7$
- 59 I. J. Sanders, Feudal Military Service in England, Oxford, 1956, pp. $50.56 \sim 7$.
- M. Powicke, Militaly Obligation in Medieval England,

60

Oxford, 1962, p. 70

73

ウィリアム・マーシャルは一一八九年に Isabel of Striguil

- 61 ibid., p. 73. N. Denholm Young, op. cit.
- 62 N. Denholm-Young, op. cit.
- 64 ibid., p. 81.

63

M. Powicke, op. cit., p. 79

- 65 F. Gies, op. cit., pp. $103\sim4$
- ウィリアム征服王の騎士役賦課は一〇七二年頃に略々一斉に

質――』ミネルヴァ書房、昭43、 騎士領の創設は、その後一〇〇年以上もかけて漸次創設され たものである。拙著『封建制と王政――イギリス封建制の特 課されたものであるが、しかしそれに見合う各貴族領内での ム征服王の騎士役賦課」参照。 第六章、第一節「ウィリア

- 67 F. Gies, op, cit., pp. 99~100.
- 68 フランスでは、王侯貴族の召集軍を service d'host、 の忠誠の方が先行した (ibid., p. 70.)。 ンドでは、ナイトの直上領主への忠誠よりもナイトの国王へ いるが (C. W. Hollister, op. cit., pp. 76~7.)、 イングラ 領主の地方的な召集軍を service de chevauchée とよんで 直上
- 69 同上。 M・ブロック、前掲訳書、第二巻、五一一二頁。
- $\widehat{71}$ 同書、四六—七頁。

70

 $\widehat{72}$ 郎「ラナルフ・グランヴィル『イングランド王国の法と慣習』 M. Chibnall, Anglo-Norman England, p. 190. 松村勝二 ₩ 一海技大学校研究報告、31号。

- Strongbow, Henry II and Anglo-Norman Intervention ard fitz Gilbert de Clare で Pembroke 伯、母はアイ in Ireland, in J. Gillingham and J. C. Holt (eds.). op ルランド Leinster 王 Dermont の娘であった。 G. Duby と結婚したが、彼女の父は"Strongbow"とよばれた Rich-William Marshal, pp. 121~8. また、M. T. Flanagan
- 74 ヒューバート・ド・バーグは、一二一五年最高司法官となり、 その間の一二二七年に彼はケント伯となった。 ヘンリ三世時代に入っても在職したが、一二三二年失脚した。

75

- Turner, The English Judiciary in the Age of Glanvill aud Bracton, Cambridge, 1985, p. 93.)。 グランヴィルを
- すなわちジェフリー・フィッツ・ピーターの妻 Beatrice に 嫁していた同名の Beatrice の孫娘に当り、一一八九年エセ Geoffrey de Mandeville I の妹で、Geoffrey de Say I に trice と結婚した。ところがこの Beatriceは、エセックス伯 通じて出世し、William de Say の二人の娘のノーフォーク 生ずることとなった。 この相続については、Beatrice の叔 領の後見権を与えられたが、一一八五年その中の一人 Bea-ックス伯領相続権が、祖母 Beatrice を通じて、その孫娘'

父 Geoffrey de Say II と争うことに なったが、 ジェフリ

of Ludgershall (Wilt.) という中流のナイトであった (R.V ジェフリー・フィッツ・ピーターの父は Peter the Forester - 17×-

p. 112.)。 式にエセックス伯となった (cf. R. V. Turner, op. cit., を上納して、妻 Beatrice の相続権を獲得し、一一九九年正

- (6) M. Chibnall, Anglo-Norman England, p.
- (77) ibid.
- (%) ibid., p. 75.
- ②) C. W. Hollister, Monarchy, Magnates and Institutions
 in the Anglo-Norman World, London, 1986, pp. 174~
 6 188.
- (⊗) J. A. Green, op. cit., p. 139.
- (3) M. Chibnall, Anglo-Norman England, p. 220.
- 版社、昭60、所収。 1978, pp. 129~32. 拙稿「イギリス中世社会の研究』山川出イギリス中世史研究会編『イギリス中世社会の研究』山川出版社、昭60、所収。

(書)

リブローポト 一九八七 二千円 ベネディクト・アンダーソン 白石隆・白石さや訳 想像の共同体 ナショナリズムの起源と流行」

体制化の過程で、ナショナリスティックなものへと変質していった。は次々と独立を達成し、国際主義をその本質とした社会主義思想も、主義国による植民地支配の下で呻吟してきた、アジア・アフリカ諸国二十世紀は、ナショナリズムの世紀と言っても過言ではない。帝国

本書は、こうした現象の背後にあるナショナリズムの起源と発展の歴本書は、こうした現象の背後にあるナショナリズムの起源と発展の歴本書は、こうした現象の背後にあるナショナリズムの起源と発展の歴本書は、こうした現象の背後にある。とになったのである。こうして成立した「出版語」は、人々が「出版語」を媒介することにより「イメージとして心に描かれた想像や王国といった古いシステムから解放していく。つまり、国民とは、お別追求のために「一言語だけを知ざている。この「出版資本主義」の発達を挙行いる。との「出版資本主義」の発達を挙行いる。との「出版資本主義」の発達を挙行いる。との「出版資本主義」の発達を挙行いて、後らを、宗教的共同体である。とになったのである。こうして成立した「出版資本主義」の発達を挙行でいる。この「出版資本主義」の発達を挙行でいる。この「出版資本主義」の発達を挙げている。この「出版資本主義」の発達を挙げている。この「出版資本主義」の発達を挙げている。この「出版資本主義」の発達を挙げている。との「出版資本主義」の発達を挙げている。この「出版資本主義」の発達を挙げている。この「出版資本主義」の発達を挙げている。この「出版資本主義」といたが、この「出版資本主義」といた。

を認識し、その幻想から脱却することの重要性を痛感させられるのである。 ・ サショナリズムが近現代史において果してきた役割の功罪を認識し、その幻想から脱却することも示唆している。我々は、対する政治的抑圧など)の原因であることも示唆している。我々は、ナリズムの幻想がとい、極めて貴重なものである。また、ナショかを明らかに1世握しようとする方法論が、いかに不毛なものである民族を実体的に把握しようとする方法論が、いかに不毛なものである民族を実体的に把握しようとする方法論が、いかに不毛なものである民族を実体的に把握しようとする方法論が、いかに不毛なものである。

とついてもどう。。 とつながってい、宗教とナショナリズムを出、さらであったわけではない。たとえば、中東では、帝国主義的な侵略の衝撃から、イスラム文化圏の統合を説く、パン=イスラム東理主義運動へるなど、イスラム文化圏の統合を説く、パン=イスラム東理主義運動へるなど、イスラム文化圏の統合を説く、パン=イスラム東理主義運動へなったわけではない。たとえば、中東では、帝国主義的な侵略の衝撃から、イスラム文化圏の統合を説く、パン=イスラム東理主義運動へるなど、イスラム文化圏の統合を説く、パン=イスラム東主義的な侵略の衝撃から、イスラム文化圏の統合を説く、パン=イスラム原理主義運動へをつなが、完全の地域がそうムの成立をパラレルな現象として把握しているが、全ての地域がそうムの成立をパラレルな現象として把握しているが、全ての地域がそうムの成立を指摘したい。著者は、宗教的共同体からの解放とナショナリズをそのであることを認めた上で、問題などのによっている。